令和６年４月の申請・届出等について（加算、特例交付金、処遇改善計画）資料４

１　加算に係る届出

① 国の動き

- 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の主な改定内容等を２月６日に取りまとめ
- 改定に伴う留意事項通知等の関係通知を改正、関係告示の公布後に発出予定（３月中旬～下旬）
- 令和６年3月12日付けで、検討中の関係通知（案）提示あり
- 届出様式が変わる可能性有り

② 提出期限

- ４月１５日（月）（予定）

③ 提出方法

- 郵送または持参

２　加算に係る届出から請求までの流れ

- 5/1～5/10（見込）の請求に向けた流れは次のとおり。
- 報酬改定の年度は、届出件数が増え、問い合わせも多くなることが想定される。
- 4/1～4/15期間内の、早めの届出について、ご協力をお願いします。
- 質問は、事務の効率性、回答の公正性のためにも、県HPの質問票をメールで送信してください。

期間	4/1～4/15	4/1～4/24（見込）	4/1～4/25（見込）	4/1～4/26	4/25、4/26、4/30（見込）
県（県指定事業所）	届出受理	内容審査	市町村（秋田市除く）から写し受理	県の「支援費指定事業所管理システム」へ登録	国保連とデータ連携

期間	4/1～4/15	4/1～4/24（見込）	4/1～4/25（見込）
市町村（権限移譲市町村指定事業者、基準該当事業所）	届出受理	内容審査	県へ届出の写し送付

３　特例交付金に係る申請

①　事業主体

県（全市町村の相談系を除く全事業所等対象）

②　対象

令和６年２月から５月までの間、福祉・介護職員に対して２％程度（月額平均６千円相当）の賃金改善を行う施設・事業所

③　申請方法

県HPから電子申請により、エクセル様式を送付（※3/13現在、HP及び県様式調整中）

④　申請期限

４月１５日（月）

⑤　スケジュール（案）

- 県HPへ様式等掲載→申請→審査→交付決定通知送付
- 令和６年６月頃　県から直接払い（２月～４月実績分）

→令和６年７月頃　県から直接払い（５月実績分）

- 実績報告→額確定通知送付

４　処遇改善計画に係る届出

① 国の動き（令和６年３月１３日現在）

- 様式を見直し中（令和６年３月１２日付けで厚生労働省がHPへ様式例等（案）提示）
- 令和６年４月または５月から加算を取得する期限を、通常の前々月末（２月末または３月末）から、令和６年４月１５日まで行う方向で調整中
- ６月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定

② 提出期限

４月１５日（月）

（※処遇改善特例交付金の要件として、原則、２月以降の処遇改善計画の届出が必要）

③ 申請方法

県HPから電子申請により、エクセル様式を送付（※国から確定通知があり次第準備する）